

議案第1号

令和2年度事業報告について

提案理由

本案は、令和2年度の事業報告について、定款第39条第2項に基づき評議員会の承認をお願いするものです。

社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会定款

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)

(5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。

議案第2号

令和2年度収支決算について

提案理由

本案は、令和2年度の収支決算について、定款第39条第2項に基づき評議員会の承認をお願いするものです。

社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会定款

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)

(5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。

議案第3号

令和3年度資金収支補正予算（第1号）について

提案理由

本案は、令和3年度資金収支予算において、別紙のとおり補正が必要となったため、定款第38条に基づき評議員会の承認をお願いするものです。

社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会定款

（事業計画及び収支予算）

第38条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

議案第4号

理事及び監事の選任について

提案理由

本案は、令和3年6月11日開催の定時評議員会終結の時をもって現在の理事及び監事の任期が満了となるため、定款第19条第1項に基づき、評議員会において理事及び監事を選任いただくものです。

任期 令和3年6月11日から令和4会計年度にかかる定時評議員会まで

社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会定款

(役員の数)

第18条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上15名以内

(2) 監事 2名

(役員を選任)

第19条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

(役員任期)

第23条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会定款施行細則

(理事の選任区分等)

第5条 理事は、定款第19条第1項の規定により、次の各号に掲げる者のうちから評議員会が選任し、会長が委嘱するものとする。

- (1) 市民活動団体を代表する者
- (2) 民生委員・児童委員を代表する者
- (3) 社会福祉施設の役職員
- (4) 社会福祉に関係のある団体の役職員
- (5) 社会福祉関係行政機関の職員
- (6) 地域住民を代表する者
- (7) 学識経験のある者

(監事の選任区分等)

第8条 監事は、定款第19条第1項の規定により、次に掲げる者を評議員会が選任し、会長が委嘱するものとする。

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 社会福祉事業について学識経験のある者 | 1名 |
| (2) 財務に関し学識経験のある者 | 1名 |